

※この記録簿は1年間保存すること

(注) 1. アルコール検知器による検査により呼気中アルコール濃度が確認された者は当直を実施してはならない。
2. 酒気帯びの者の代わりに他の乗組員が当直を行った場合や酒気帯びが解消されるまで当直に就かせなかった場合等の対応については、備考欄に記載すること。
3. 当直後の検査は、目視等(※)により行うこと。目視等の検査で酒気帯びが疑われる場合は、アルコール検知器による検査を行うこと。
※当直者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等を含めて総合的に判断すること。
4. アルコール検知器による検査を行うにあたっては、検査の実施前に必ず水でうがいをしてから行うこと。